

平和祈念展示資料の  
記録・保存等に関する検討会

報告書

平成21年6月

## 目 次

検討の経緯	1
1 労苦継承の意義	4
2 平和基金解散後の労苦継承事業の基本的考え方	8
(1) 労苦継承事業の範囲	8
(2) 労苦継承事業の基本的内容	9
(3) 効果的な情報発信	10
ア 理解を促す取組	11
イ 資料の有効活用	12
ウ 学習・研究への支援	13
(4) 資料展示施設の運営方法	14
ア 運営に必要と考えられる業務	14
イ 運営上の観点	15
ウ 実施体制	16
エ 資料展示施設の名称	19
オ 設置場所	19
カ 関係資料館との連携	20
構成員名簿	22

## 検討の経緯

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）は、昭和63年7月に認可法人として発足して以来約20年にわたり、先の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者<sup>①</sup>、シベリアなどにおける戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めることなどにより、これらの戦争体験者の方々に対して慰藉<sup>なぐさ</sup>の念を示す事業を行ってきた。

先の大戦において、国のために家族を残し、命をかけて戦地に向かった恩給欠格者を含む兵士の方々、戦争が終結したにもかかわらず、シベリアを始めとする旧ソ連やモンゴルの酷寒の地において、乏しい食糧と劣悪な生活環境の中で過酷な強制労働に従事させられた抑留者の方々、敗戦によって外地での生活のよりどころを失い、身に危険が迫る過酷な状況の中をくぐり抜けて祖国に戻ってこられた、もしくはその途上で亡くなられた引揚者<sup>か</sup>の方々のそれぞれの労苦は、まさに筆舌に尽くせないほど悲惨で苛酷なものである。

平和基金は、このような方々に対する慰藉事業として、労苦継承事業と慰労品贈呈事業を実施してきた。このうち、労苦継承事業は、兵士、抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深め後世に継承する事業であり、これまで、関係する実物資料等の収集・展示、労苦体験記の作成などを行ってきた。また、慰労品贈呈事業は、恩給欠格者、抑留者、引揚者等に慰労品等を贈呈する事業であり、これまで、書状、銀杯等を贈呈してきた。

---

① 旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者。

#### 【平和基金による主な労苦継承事業の内容】

- 約 2 万 5 千件の実物資料等を所蔵
- 常設の資料展示施設である「平和祈念展示資料館」を開設。同施設において企画展も開催
- 平和祈念展（東京）の開催
- 全国で地方展示会の開催
- 全国で戦争体験の労苦を語り継ぐ集い、平和祈念フォーラムなどの講演会の開催
- 体験者の労苦体験記などの作成・配布
- 『戦後強制抑留史』の編さん
- 語り部<sup>かたべ</sup>の小学校派遣
- 高校生を対象とした校内放送番組制作コンクールの実施

平成 18 年 12 月、関係する戦争体験者の著しい高齢化の状況などにかんがみ、この問題の最終決着を図る観点から、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号。以下「廃止法」という。）が制定され、平和基金は、恩給欠格者、抑留者及び引揚者に改めて慰労品を贈呈して慰藉の念を示す特別記念事業を実施した上で、22 年 9 月 30 日までに解散することとされた。廃止法に係る国会審議においては、平和基金解散後、資料の保存や展示を始めとする労苦継承事業を、引き続き国の責任で実施することが求められている。

このような状況を踏まえ、国において、平和基金が所蔵する貴重

---

② 体験、見識等に基づき、生の声で戦争体験の労苦を語り継ぐ担い手。

な資料を確実に次の世代に継承し、これを効果的に活用した労苦継承事業を実施する観点から、平和基金解散後の関連資料の記録・保存等の在り方について専門的に検討するため、平和基金を所管する総務省において「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催することとなった。

検討会では、平成20年4月の発足以来、平和基金が実施してきた慰藉事業の経緯、平和基金による労苦継承事業の現状、内外の戦争・平和に係る資料館の状況などについて、平和基金の担当者や語り部の方、国内の展示内容が関連する資料館の担当者からヒアリングを行うとともに、労苦継承の意義について構成員から報告を求めするなどしながら、計8回の会合を開催し、取りまとめに向けて議論を深めてきた。

本報告書は、検討会における審議の結果を取りまとめたものである。本報告書で示した方向性を踏まえ、今後、関連資料の記録・保存等を始め平和基金解散後の国における労苦継承事業の在り方について、政府部内において更なる具体化が図られ、将来にわたって労苦継承事業が確実に実施されていくことを期待する。

## 1 労苦継承の意義

### (現状)

平和基金においては、これまで、兵士、抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めることを目的に、平成 12 年には常設展示を行う「平和祈念展示資料館」を開設するなど、労苦継承事業に取り組んできた。事業の実施に当たっては、若い世代にも理解しやすい取組となるよう、常設展示における体験コーナー<sup>③</sup>やビデオシアターの活用、語り部の小学校派遣、引揚げを題材にした漫画冊子の作成なども行ってきた。

他方で、「平和祈念展示資料館」の来館者や語り部の話を聞いた小学生のアンケートをみると、戦地や抑留、引揚げの悲惨な事実を初めて知ったとの回答も見られるところである。終戦後 60 年以上経過し、戦争体験者が少なくなる中、兵士、抑留者及び引揚者の労苦が次の世代に十分に引き継がれず、労苦が風化していく傾向にあることは否定できない。

### (労苦継承の意義)

戦後 60 年を超える我が国の平和は、先の大戦の貴重な教訓から生まれたものである。先の大戦の悲惨を極めた労苦を知らなければ、戦後我が国が構築した平和の尊さを十分に理解することはできない。

そのため、ともすれば時間の経過の中でこのような労苦が風化しかねない中、これを国民に継承し続けることは、将来の永きにわた

---

<sup>③</sup> 抑留中の外とうなど（複製品）に直接触れる体験ができる。

る平和を祈念し、維持していくために必要不可欠であり、戦後生まれた世代の責任でもある。

平和基金では、約2万5千件<sup>④</sup>の実物資料等(以下「資料」という。)を所蔵している。その中には、抑留中の飢えに耐えかねて両袖を黒パンと交換したという袖なしの外とう、引揚げ途上に亡くなった赤ちゃんのおむつを利用して帰国できた子どものために作ったワンピースなど、戦争体験者個人の当時の労苦を見る者に生々しく思い起こさせる貴重な資料が数多くある。平和基金が所蔵する資料は、平和基金の趣旨を理解した多くの体験者から寄せられたものであり、一度散逸すれば再び収集することができない、我が国の歴史を知る上で貴重な財産である。

兵士、抑留者及び引揚者の労苦を知るためには、これらの資料を直接見て触れることや、体験者から話を聞くことが重要である。その中でも、体験者による話は聞く者に強い説得力を持ち、そして大きな感動を与えるものである。しかし、時間の経過とともに、体験者から直接話を聞くことはできなくなる。その結果、体験者の労苦を伝えることができるのは資料だけとならざるを得ない。

先ほど紹介した抑留中の外とうや、亡くなった赤ちゃんのおむつを利用して作ったワンピースのように、資料は体験者一人一人の労苦と分かち難く結びついており、資料の解説とあいまって見る者に体験者の労苦を強く訴えかける。資料は、いわば「歴史の証人」と言えるものである。

時間の経過とともに戦争体験者が少なくなる中、平和基金がこれ

---

<sup>④</sup> 内訳は実物資料や絵画などが約1万3千件、関連図書が約1万2千件。

まで蓄積した貴重な資料を確実に次の世代に引き継ぐことこそが、体験者の労苦を継承し続ける上でまさに必要不可欠な要素となる。その際、体験者の証言についても、資料の一つとして確実に引き継いでいく必要がある。

#### (常設展示の必要性)

平和基金が所蔵する資料は、見る者に兵士、抑留者及び引揚者の労苦を強く訴えかけるものであり、倉庫などに保存されているだけではその真価を発揮することができない。

兵士、抑留者及び引揚者の労苦を風化させず、将来の長きにわたって平和を実現するための貴重な教訓となるよう、見る者に訴える力を持つ資料をいつでも誰でも見るようにしてこそ、資料はその真価を発揮する。そのためには、これらの資料を常設展示する場が重要である。

そういった観点から、「平和祈念展示資料館」は、兵士、抑留者及び引揚者の労苦を示す実物資料、絵画、関連図書、映像資料、証言テープなどに、いつでも誰でも接することができる貴重な場を提供している。「平和祈念展示資料館」の開設・運営は、平和基金の大きな功績であり、平和基金の労苦継承事業の柱となっている。このため、平和基金解散後も、同様の資料展示施設（以下「資料展示施設」という。）を運営し、更に充実を図っていくことが必要である。

#### (体験者及びその家族への効果)

平和基金が所蔵する資料が国によって引き継がれ、記録、展示されることは、国として、兵士、抑留者及び引揚者の労苦を平和のた

めの教訓とする姿勢を示すこととなる。そのため、国による資料の記録、展示は、体験者やその家族にとって、戦争の労苦が歴史上の存在として認められたことにもなり、これらの人々をいやす役割も果たすこととなる。

## 2 平和基金解散後の労苦継承事業の基本的考え方

### (1) 労苦継承事業の範囲

平和基金では、「平和祈念展示資料館」における資料の展示、東京での平和祈念展や全国での地方展示会・講演会の開催等を通じて、恩給欠格者を含む兵士、抑留者及び引揚者の労苦を継承する取組を行ってきた。

この事業は、恩給欠格者、抑留者及び引揚者に対する慰藉事業の一環として実施されてきたものである。その中でも「恩給欠格者」については、若い世代には理解することが難しいと考えられることから、その労苦については、かつて兵士でありながら恩給が支給されない事情について説明しつつ、臨時召集令状（いわゆる「赤紙」）、軍服等を展示するなどして、兵士全般に共通する労苦として、継承に取り組んできたところである。

平和基金解散後、国が実施する労苦継承事業の範囲としては、これまで蓄積した資料を有効に活用する観点から、現在平和基金で実施している事業の範囲を引き継ぎ、兵士、抑留者及び引揚者の労苦を事業の対象としていく必要がある。その際、恩給欠格者の労苦については、若い世代にとっても分かりやすいものとなるよう、引き続き兵士の労苦として語り継いでいくことが望ましい。これらの体験者の方々の労苦について、国民の理解を深め次の世代へ継承することを事業の目的として、引き続き国において取り組んでいく必要がある。

また、兵士、抑留者及び引揚者の労苦は、その歴史的背景事情を踏まえることによって更に理解を深めることができる。そのため、先の大戦当時を中心とした国内・国際情勢などの背景事情に

関するものを含めて、今後とも資料の収集、展示等を行っていく必要がある。

## (2) 労苦継承事業の基本的内容

### (資料展示施設の運営)

平和基金解散後、国として労苦継承事業を実施するに当たっては、上記の「1 労苦継承の意義」と、平和基金におけるこれまでの事業の蓄積を踏まえた内容とすることが最も有効であると考えられる。「1 労苦継承の意義」で確認した常設展示の必要性に加え、平和基金が蓄積した貴重な資料を今後も常時有効に活用していく観点から、労苦継承事業の中核として資料展示施設を受け継いで、引き続き運営していくことが必要である。

現在「平和祈念展示資料館」は、兵士、抑留者及び引揚者の労苦に関する約 400 件の資料を展示するとともに、若い世代にも理解しやすい取組として、体験コーナーやビデオシアターの設置などの工夫をしており、学校の授業や修学旅行でも利用されている。また、来館者の展示内容に関するアンケートでも、約 8 割の回答者から「よかった」との評価を得ているところである。

このため、平和基金解散後の資料展示施設の規模、内容については、これまでの「平和祈念展示資料館」での事業の蓄積も踏まえ、現行のものを引き継ぐことを基本とした上で、展示内容、公開方法等を工夫するなど更に充実を図っていくことが必要である。

#### (全国各地での展示会等の開催)

全国の人々に、より広く、兵士、抑留者及び引揚者の労苦を伝えていくためには、この常設の資料展示施設だけでは不十分であり、全国各地において展示会を開催するなどの取組が必要である。特に、平和基金では、平成 20 年度、民間団体の協力も得て、地方展示会を 15 回程度、戦争体験の労苦を語り継ぐ集い、平和祈念フォーラム等の講演会を全国で 30 回程度開催している。平和基金解散後においても、このような実績も踏まえ、様々な工夫が必要である。

#### (資料の適切な記録・保存)

資料の記録・保存については、貴重な資料が劣化・き損しない形で次の世代に引き継ぐ観点から、確実な方法で実施していく必要がある。現在、平和基金では、所蔵資料について、定温・定湿の倉庫における保存、定期的なくん蒸処理、化学的な劣化防止措置など、個々の所蔵資料の特徴に応じた適切な保存措置を実施している。平和基金解散後も、所蔵資料について引き続き同様の措置を実施していくことが必要である。

### (3) 効果的な情報発信

労苦継承事業を実施していく上では、資料展示施設を常設したり地方展示会等を開催するだけでなく、貴重な資料を活用して、積極的に分かりやすく情報発信していく取組が必要である。

## ア 理解を促す取組

(戦争体験のない世代にも分かりやすい展示)

「平和祈念展示資料館」では、これまでも来館者が見て感じて触れて理解できる展示を目指している。立体的な視点でイメージのつかみやすい展示として、抑留者が収容されたラーゲリ(強制収容所)や引揚船の船底の様子を再現したジオラマ<sup>⑤</sup>を設置しており、本資料館の展示のシンボルの一つとなっている。また、体験コーナー、体験者の証言テープを聞くことができる証言コーナー、ビデオシアター、小学生も参加できるクイズコーナー、図書閲覧などの「語り継ぐ場」を設置するなど、若い世代にも配慮した展示構成となっている。

しかし、戦争体験のない世代が国民の大半となり、資料展示施設や地方展示会等を訪れた者が、現在の生活では見慣れない実物資料を見て、その背景にある体験者の労苦を理解することは容易なことではない。戦争体験のない世代にも分かりやすい展示等とする工夫が、今後ますます必要となってくる。この点は、平和基金解散後、資料展示施設の運営を始めすべての労苦継承事業を実施していく上で、出発点となるものである。

(語り部の活用)

平和基金では、これまで語り部を育成し、「平和祈念展示資料館」に配置するとともに、小学校等に派遣し、兵士、抑留者及び引揚者の労苦について理解を一層深める機会を提供してきた。

---

<sup>⑤</sup> 当時の状況を再現した展示用の立体模型。

戦争体験のある語り部の実感のこもった迫力のある体験談は、実物資料が持つ、見る人に訴える力とあいまって、聞く人の心を打つものである。語り部の話を聞いた小学生からも、体験者の労苦について実感を持って理解し平和の大切さを再認識したとの感想が寄せられている。

平和基金解散後も、資料展示や講演会などの労苦継承事業の様々な機会において語り部を積極的に活用していくことが有効である。その際、戦争体験者による話が聞く者に対し強い説得力を持つところであるが、終戦後 60 年以上経過していることを踏まえ、戦争体験のない世代からも語り部の育成を進めていくことが必要である。

## イ 資料の有効活用

(企画展、講演会等の開催)

平和基金が所蔵する資料約 1 万 3 千件のうち、「平和祈念展示資料館」に展示されている資料は、スペースの制約から約 400 件となっている。展示されていない資料の中にも、体験者の労苦を訴える貴重な資料が数多くある。

そのため、平和基金では、常設展示や地方展示会のほかにも、所蔵資料を活用し、テーマを決めた企画展の開催、労苦継承資料の出版などの事業を実施してきた。

平和基金解散後も、所蔵する貴重な資料を有効活用し、多様な形態でより効果的に労苦を次の世代に語り継ぐため、上記の地方展示会に加え、資料展示施設における企画展、全国での講演会の開催、普及啓発資料の作成なども効果的に実施していく

ことが必要である。

## ウ 学習・研究への支援

### (デジタル・アーカイブの構築)

これまで述べたとおり、資料展示施設において自らの目で実物資料を見ることや、体験者の話を直接聞くことが、労苦を知る上で最も有効な方法であると考えられるため、労苦継承事業においては、資料展示施設の運営や地方展示会の開催等にまず注力する必要がある。

他方で、資料展示施設を訪問したとしても、所蔵資料の全体像を把握することは難しい。次の世代の学習や研究のために展示資料を含めた所蔵資料が一層活用されるような方策を講ずる観点から、実物展示の補完として、所蔵資料の詳細な内容について情報を提供するデジタル・アーカイブの構築を進めていく必要がある。

デジタル・アーカイブの構築は、展示スペースの関係から所蔵資料の一部しか展示できない中で、常設展示していない資料も公開することができること、少しずつ劣化する資料の現況を保存できることなどからも、意義のある取組と考える。

デジタル・アーカイブの構築は、関係資料館との連携にも考慮しつつ、優先順位をつけ計画的に取り組んでいく必要がある。その際、平和基金の解散の前後で整合性の取れた取組としなければならない。構築に当たってまず優先すべきは、所蔵資料の中核を占める「平和祈念展示資料館」に展示されている展示品のデジタル化と、そのインターネット上の公開と考えられる。

#### (4) 資料展示施設などの運営方法

##### ア 運営に必要と考えられる業務

上記の「2 平和基金解散後の労苦継承事業の基本的考え方」及び平和基金がこれまで実施してきた労苦継承事業の実績を踏まえると、効果的に資料展示などを実施するためには、以下の業務が必要と考えられる。

##### 【運営に必要と考えられる業務（例示）】

- 事業全体の運営方針の策定
- 展示に関する基本的事項の企画立案
- 地方展示会その他の事業に関する基本的事項の企画立案
- 事業全体の進行管理
- 実務を委託する民間事業者の選定と監督
- 資料展示施設の展示内容の充実
  - (例)・展示の構成検討
    - ・効果的な展示方法の立案
    - ・展示内容の改変 など
- 資料の収集（記録・保存すべき資料の選定）
- 資料展示施設の日常的な管理運営
  - (例)・入館者への応対、説明（「語り部」の育成・配置など）
    - ・資料の保存
    - ・データベースの作成
    - ・図書管理
    - ・資料展示施設の広報

- ・ 総合案内・受付
- ・ 警備・清掃・防火対策等の施設管理業務 など
- デジタル・アーカイブの構築
- 資料展示施設での企画展の企画、実施
- 資料展示施設の運営と一体の取組として、所蔵資料を活用した全国での地方展示会、フォーラム等の企画、実施
- 労苦に関する普及啓発資料の作成
- 内外の資料館との連携・交流
- その他（第三者による助言 など）

## イ 運営上の観点

国として、兵士、抑留者及び引揚者の労苦に関する資料展示施設を運営するには、以下の観点に立った運営とする必要がある。

（安定的・継続的な運営）

上記の「1 労苦継承の意義」で確認したとおり、国民に先の大戦の悲惨を極めた労苦を継承し続けることは、将来の永きにわたって平和を祈念し、維持していくために必要不可欠である。この労苦継承の意義を踏まえ、平和基金解散後、労苦継承事業を実施するに当たっては、中核となる資料展示施設を始め事業全体を国として安定的・継続的に運営することが求められ、そのための実施体制を整備していく必要がある。

(内容の適切性の確保)

平和基金解散後も、展示資料施設が兵士、抑留者及び引揚者の労苦を正しく理解することができる場となるよう、常に留意して運営していくことが求められる。そのため、運営に当たっては、兵士、抑留者及び引揚者の労苦に関する資料を客観的事実に基づいて提供することに努め、内容の適切性を確保していく必要がある。

(入館者に分かりやすく、心に残る効果的な運営)

資料展示施設などの運営に当たっては、兵士、抑留者及び引揚者の労苦について、戦争体験のない世代の人々にとっても分かりやすく、更に詳しく知りたいと感じるきっかけとなり、その心に残るような展示等を工夫する必要がある。

## ウ 実施体制

(実施体制に係る基本的な考え方)

平和基金解散後も、国として資料展示施設などを将来にわたり継続して運営していくためには、効果的・効率的な実施体制を構築することが必要である。

国の職員数も限られている中で、資料展示施設などの運営について、その広範にわたる業務を国の職員によってすべて実施していくことは現実的ではない。このため、国としては、継続的な運営が可能となる業務体制を整備して、事業全体の運営方針の策定や展示に関する基本的事項の企画立案など統括的な業務に当たることとし、日常的な管理運営の実務についてはノウ

ハウをもった民間事業者に委託してその能力を活用することを実施体制の基本とすべきと考える。

このような体制のもと、資料展示施設などの円滑な運営のためには、国と民間事業者は、随時報告や連絡を行って、連携を密にすべきと考える。

この場合、国としては、民間事業者による業務が国の方針に沿って、有効かつ効率的に実施されているか監督する必要があるが、業務内容が多岐にわたり専門性もあることから、実効性のある監督を行うためには、資料展示施設などに関する専門的な知見が、国においても必要となる。このため、資料展示施設などの運営を統括する責任者として、館長職などを新たに設け、専門的な知見を持った国の職員を充てる必要がある。このような館長職は、内外の資料館との交流に際し、施設の「顔」としての役割を果たすことも期待される。

(平和基金の所蔵資料に精通した専門家の必要性)

資料展示施設などの運営に当たっては、専門的な知見を持つ館長だけでは実施体制として不十分である。例えば、企画展の実施に当たっては、一定のテーマに基づき、どのような所蔵資料をどのような順に展示するかなどの企画が重要となる。また、資料を展示する際には、常に、資料に並んで、それらに関する客観的事実に基づく適切な説明文を付加していく必要がある。

これらの業務には、資料の歴史的背景を始め、所有者の当時置かれていた状況、資料の希少性などについて、深い知見を持つ専門家が必要である。このように、資料展示施設などの運営

に当たっては、資料の収集・保存・展示や、兵士・抑留・引揚げに関する史実に精通した学芸員などの専門家が必要である。

#### (第三者による助言)

兵士、抑留者及び引揚者の労苦を継承する資料展示施設などを国として運営するに当たっては、上述の「2(4)イ 運営上の観点」でも確認したとおり、展示等に関し客観的な事実に基づき内容が適切なものとなっているか、入館者にとって分かりやすく、その心に残る効果的なものとなっているかなどについて、常に確認していくことが重要である。また、業務実績を踏まえ、計画的に業務の内容を見直していくことが求められる。

そのためには、第三者から資料展示施設などの運営について定期的に点検やアドバイスを受け、よりよい施設に改善していく仕組みが必要と考えられる。

#### (民間事業者との契約期間)

平和基金が所蔵する資料は約2万5千件にのぼり、これらの資料の個々の特徴に精通した上で、それらの適切な保存やそれらを活用した事業の企画立案を行うには、相当の準備期間が必要となる。仮に、資料展示施設などの運営に参画する民間事業者との契約期間が1年間とすると、業務の引継ぎを受けてほどなく契約期間が終了するという事態も起こりかねない。

資料展示施設などを安定的・継続的に運営する観点から考えると、その運営に参画する民間事業者は、3年から5年程度の複数年度にわたって継続して同一の事業者であることが望まし

い。複数年度にわたって同一の事業者が運営に参画することにより、民間事業者は所蔵資料の個々の特徴を把握し、所蔵資料に関する企画展等のノウハウを蓄積し、更にそれを次に実施する事業に活かすことが可能となる。契約期間が短くなり民間事業者の交替が頻繁に行われることとなると、引継ぎのため一事業年度の中で相当期間事業が実施されない状況などが発生することも懸念される。

なお、指定管理者制度を活用して資料展示施設を運営している地方公共団体の契約期間をみると、3年から5年程度のものが多くみられるところである。

#### エ 資料展示施設の名称

平和基金解散後の資料展示施設の名称については、国において開設の際に決定すべきものであるが、この資料展示施設は現在の「平和祈念展示資料館」の所蔵資料、展示等を引き継いで運営していくこと、現在の施設名が既に広く定着していることを考慮すると、名称も引き継ぐことが望ましいと考えられる。

また、より多くの方々に来館していただく取組として、正式名称とは別に、親しみやすい通称を付けることも望ましいと考えられる。

#### オ 設置場所

見る者に訴えかける力を持つ実物資料を通じて、兵士、抑留者及び引揚者の労苦について多くの国民に見て知っていただく取組は、平和基金解散後も国として継続していかなければなら

ない。その取組の中核となる資料展示施設の設置場所については、多くの国民の訪問が期待できるよう、交通が便利であること、分かりやすい場所にあることなどがその要件として求められる。

「平和祈念展示資料館」は、平成 12 年 11 月の開設以来、東京都新宿区の民間ビルの一角を賃借して設置している。これまでの間、漫画家の水木しげる氏のイラストも活用しながら、様々な機会を通じて、同資料館の周知に取り組んできた。その結果、この設置場所は、一定程度周知が図られてきたと評価できる。また、同資料館は、上述した設置場所の要件を充たしているといえる。

「平和祈念展示資料館」を引き継ぐ資料展示施設の設置場所については、現在の設置場所がもつメリットを踏まえながらも、このメリットと比較しても更に望ましい設置場所が確保できる場合には、賃借料、移設に伴う費用等も含め総合的に検討する必要がある。

#### カ 関係資料館との連携

現在、地方公共団体などにより、先の大戦に関する展示資料館が各地に設置され、戦中・戦後の国民生活や、その地域の戦災・復興など、各館独自のテーマで特色のある取組を行っている。例えば、最後の引揚港となった舞鶴港の所在地である京都府舞鶴市には、引揚げと戦後強制抑留をテーマとする「舞鶴引揚記念館」が設置されている。

平和基金においては、これまで、このような資料館との間で

連携した取組を行ってきた。

平和基金解散後の資料展示施設においても、これら関係資料館の特色を生かし、それぞれの取組を支援するため、各種の情報交換はもとより、関係資料館の紹介、所蔵資料の貸出し、関係資料館の企画展における出展など、関係資料館との連携した取組を継続することが必要である。また、今後は、関係資料館の保有資料や展示の実施状況などの情報について、インターネットなどによってアクセスできる機能を持つことが望ましい。

平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会  
構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- 井上 万吉男 財団法人全国強制抑留者協会理事長
- 加藤 陽子 東京大学大学院人文社会系研究科准教授
- ◎亀井 昭宏 早稲田大学商学学術院教授
- 椎原 芳郎 社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会理事長
- 杉浦 力 財団法人能率増進研究開発センター理事長
- 田久保 忠衛 杏林大学客員教授
- 戸高 一成 呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）館長
- 渡辺 行久 社団法人引揚者団体全国連合会常務理事

◎：座長

○：座長代理